

必ず提出しよう。扶養状況調査

組合員の被扶養者として認定された方が、引き続き被扶養者としての要件を備えていることを確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、扶養状況調査（検認）を実施します。ご理解、ご協力をお願いいたします（検認の趣旨等については、平成30年度 職員共済ガイドP. 71をご覧ください）。

今回の調査対象者	○平成29年3月31日以前に共済組合の被扶養者に認定された 配偶者 ○その他共済組合が指定する者（主として別居の被扶養者）
調査方法	対象となる組合員に対し、各所属を通じて「 共済組合扶養状況調査票 」を配付します。調査票が届いた方は、必要事項を記入し、次の提出書類とあわせて、所属の共済組合事務担当課へ提出してください。
調査時期	8月初旬～中旬頃 に所属を通じて調査票を配付します。 各所属の定める期限までに提出をお願いします。

提出していただく書類

□被扶養者の状況に応じていずれかを提出していただきます。配付された「共済組合扶養状況調査票」によりご確認ください。

- ・住民票（世帯全員の続柄記載のもので、マイナンバーの記載のないもの）（※1）
- ・平成30年度課税（非課税）証明書（※1）…対象の被扶養者のもの
所得内訳等の明細が記載されているもの
- ・被扶養者にパート・アルバイト収入がある場合…直近3か月分の給与明細書、雇用契約書等の写し
- ・被扶養者に不動産・事業・営業収入等がある場合…確定申告書の写し（収支内訳書添付）
- ・被扶養者が年金を受給している場合…年金証書、年金額改定通知書等の写し
- ・その他の収入のある被扶養者…状況に応じて収入の内容が確認できる書類
- ・**別居扶養の場合…平成30年4月以降の送金が確認できる書類**（金融機関発行の利用明細書や現金書留封筒の写し）を全て提出。（下記「別居扶養と送金について」参照）
上記以外にも、調査対象となった被扶養者の状況に応じて共済組合より別途、他の書類の提出をお願いする場合があります。

※1 住民票・課税（非課税）証明書は有料です。被扶養者の適正な資格確認を行うため、ご協力をお願いします。

【注意事項】

●別居扶養と送金について

組合員と被扶養者が離れて生活している場合、組合員からの送金によって生活が維持されていること（生活費の半分以上が職員の送金によること）が、被扶養者の資格を維持する条件となります。送金の証明は、「公的第三者によって証明できる方法」に限ります。**手渡しは一切認められません。**振込依頼書等の控えは必ず保管しておいてください。

紛失等により、求められた送金証明の提出ができない場合、送金の事実が確認できない期間の最初まで遡って扶養から外れていただくこととなりますので、十分ご注意ください。